

## 特定関係にある会社同士の入札参加制限基準

### 1 趣旨

市川市が発注する建設工事、製造の請負、業務委託、物品の購入その他の契約（以下「建設工事等」という。）に係る入札の公平性の確保を図るため、特定関係にある会社同士の入札参加を制限する場合の基準を定めるものである。

### 2 基準に該当する場合の取り扱い

市川市が発注する建設工事等に係る一般競争入札において、3に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する者のした入札（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は、「入札に関する条件に違反した入札」として無効とする。

### 3 基準

#### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- (イ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - (ウ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - (エ) 組合の理事
  - (オ) その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)までに掲げるものに準ずる者
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる特定関係があると認められる場合

#### 4 公告への記載

入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、基準に該当した者は入札に参加できないことを公告に明示するものとする。

#### 5 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本基準を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは差し支えないものとする。

##### 附 則

この基準は、平成 24 年 12 月 1 日から適用する。

##### 附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

##### 附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(適用区分)

2 この基準の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

参 考 削 除